

北海道旅客鉄道株式会社 公告第7号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和5年10月1日）

旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日乗車となるものから施行する。

令和5年8月25日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第125条第1項第1号ロ（イ）a（a）①（③）を次のとおり改める。

- （③）（②）の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号、特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する指定席特急料金
（①）の表に定める料金から530円を低減した額とする。

同条同項同号ロ（ニ）を次のとおり改める。

- （ニ）第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金
次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

同条同項同号ハを次のとおり改める。

- ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金
次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、（イ）に定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

第130条第1項第1号イ（フ）bを次のとおり改める。

- b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100 キロ メートル まで
料金	円 1,700

同条同項同号ロ（ト）の表中、1室当りの料金「28,000 円」を「33,600 円」に改める。

同条同項第2号イの本文中、「ロ及びハ以外」を「ロ、ハ及びニ以外」に改める。

同条同項第2号ハの次に次を加える。

- 二 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 2,000	円 3,000

第139条の2第1項第3号ロを次のとおり改める。

- ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu*Kura」車両、「おいこっと」車両若しくは「リゾートビューふるさと」車両により運転する列車又は客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840 円とする。

同条同項同号ハを削る。

別表第1号の6の次に次を加える。

別表第1号の7

【第125条】

九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名

列車名	ゆふいんの森、あそぼーい！、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A 列車で行こう、指宿のたまて箱、海幸山幸、いさぶろう・しんぺい
-----	---